

保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について

新制度においては、主にフルタイム就労を想定した保育認定と、主にパートタイム就労を想定した保育認定を行います。その場合の「保育標準時間」と「保育短時間」の就労時間の区分は、1週当たり30時間程度とすることを基本としています。

「保育標準時間」 1月の就労時間が**120時間**（1週30時間×4週）**以上**の場合
 保育時間11時間
 [両親ともフルタイム相当]

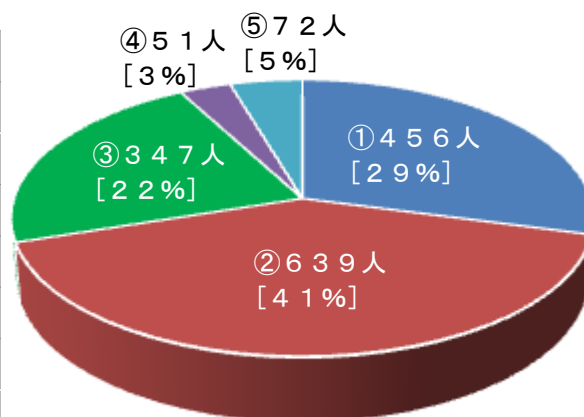
「保育短時間」 1月の就労時間が**120時間**（1週30時間×4週）**未満**の場合
 保育時間8時間
 [両親のいずれかがパートタイム等]

「保育短時間認定の下限」は、1か月当たり「48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間」とし、これは保育所、認定こども園（保育認定部分）、地域型保育事業を利用することが可能な子どもの範囲を定めることとなります。

対応方針 本市における現状等を踏まえ、保育短時間認定における就労時間の下限は、**48時間**とすることが適当と考える。

○就労時間別状況（2014年度（平成26年度）新規入所申込み）

時間区分	総数 (人)	内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
① 160h以上	456	65	160	66	113	37	15
② 120h以上 160h未満	639	90	176	145	153	54	21
③ 64h以上 120h未満	347	28	84	78	108	28	21
④ 48h以上 64h未満	51	2	12	14	18	3	2
⑤ 48h未満	72	7	24	12	22	5	2
合計	1,565	192	771	729	541	188	61



○中核市(42市)の現行の下限時間

区分	市数
① 96時間以上	2
② 80時間以上	2
③ 64時間以上	16
④ 60時間以上	8
⑤ 52時間以上	2
⑥ 48時間以上	2
⑦ 30時間以上	1
⑧ 下限なし	9

